

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

京都府警察本部

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.7%
全職員	80.1%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長次長相当職	—
本庁課長相当職	95.5%
本庁課長補佐相当職	91.1%
本庁係長相当職	87.4%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.2%
31～35年	86.2%
26～30年	84.7%
21～25年	81.9%
16～20年	83.2%
11～15年	83.8%
6～10年	90.0%
1～5年	94.6%

#### 【説明欄】

- 条例に定める給料表に基づき給与が決定されており、同一の級・号給であれば、男女の別なく同一の額となっている。
  - ・ 本庁部局長次長相当職の女性職員は在籍しない。
  - ・ 警察官（公安職）と一般職員（行政職等）には給料表の差異あり。  
※女性割合：警察官（約1割）、一般職員（約7割）
  - ・ 女性警察官の採用拡大により、勤続年数10年以下の女性警察官の割合が高い。  
※警察官10年以下の職員数の割合：男性（約3割）、女性（約5割）
  - ・ 扶養手当及び単身赴任手当の一人当たりの平均支給額における男性に対する女性の割合は約1割
  - ・ 育児部分休業等の取得は女性職員に多く、特に、勤続11～25年の職員の平均減額が大きい。
  - ・ 常勤職員以外の職員の女性約9割は、会計年度任用職員
  - ・ 国の機関等からの出向者については、当該機関の職員であった期間を通算
  - ・ 短時間勤務及び給与を日割で支給した職員は、勤務日数及び時間に応じて職員数を算出

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。